

障害者雇用の取組紹介 株式会社アドバンス

奈良県障害のある人もともに暮らしやすい社会づくり条例

特別支援学校 奈良県立高等養護学校

はたらく障害者応援プレミアム商品券

福祉事業所レストラン

「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」について

「障害者はたらく応援団なら」の取組

インタビュー | ハローワーク桜井 なら東和障害者就業・生活支援センター たいよう

2015.9
No.4

障害者就労支援機関

公共職業安定所

職業紹介等職業に関するあらゆる相談を行います。特に公共職業安定所には専門の職員が配置されていて、きめ細かな相談に応じています。

| | | |
|------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| ハローワーク奈良 | 〒630-8113 奈良市法蓮町 387(奈良第3地方合同庁舎内) | TEL 0742-36-1601 FAX 0742-36-1608 |
| ハローワーク大和高田 | 〒635-8585 大和高田市池田 574-6 | TEL 0745-52-5801 FAX 0745-53-4181 |
| ハローワーク桜井 | 〒633-0007 桜井市外山 285-4-5 | TEL 0744-45-0112 FAX 0744-45-3990 |
| ハローワーク下市 | 〒638-0041 吉野郡下市町下市 2772-1 | TEL 0747-52-3867 FAX 0747-52-0406 |
| ハローワーク大和郡山 | 〒639-1161 大和郡山市観音寺町 168-1 | TEL 0743-52-4355 FAX 0743-55-0670 |

障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、または社会生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、雇用、医療・保険、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行います。

| | | |
|----------------------------|--|--------------------------------------|
| なら障害者就業・生活支援センター コンパス | 〒630-8115 奈良市大宮町 3-5-39 やまと建設第3ビル 302 | TEL 0742-32-5512 FAX 0742-93-7712 |
| なら東和障害者就業・生活支援センター たいよう | 〒633-0091 桜井市桜井 232 ヤガビル 3 階 302 号室 | TEL 0744-43-4404 FAX 0744-43-4404 |
| なら西和障害者就業・生活支援センター ライク | 〒639-1134 大和郡山市柳 2-23-2 | TEL 0743-85-7702 FAX 0743-85-7703 |
| なら中和障害者就業・生活支援センター ブリッジ | 〒634-0812 橿原市今井町 2-9-19 今井長屋 1 | TEL 0744-23-7176 FAX 0744-23-7176 |
| なら南和障害者就業・生活支援センター ハロー Job | 〒638-0821 吉野郡大淀町下渕 158-9 | TEL 0747-54-5511 FAX 0747-54-5501 |

奈良障害者職業センター

障害のある人に対して、ハローワーク（公共職業安定所）と協力して、就職に向けての相談、職業能力の評価、就職前の準備訓練から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害のある人の状況に応じた継続的なサービスを提供します。

| | | |
|-------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 奈良障害者職業センター | 〒630-8014 奈良市四条大路 4-2-4 | TEL 0742-34-5335 FAX 0742-34-1899 |
|-------------|----------------------------|--------------------------------------|

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

高年齢者等及び障害者の雇用に関する相談・援助、給付金・助成金の支給申請の受付、障害者雇用給付金制度に基づく申告・申請の受付、啓発等の業務を実施しています。

| | | |
|------|---|--------------------------------------|
| 奈良支部 | 〒630-8122 奈良市三条本町 9-21 JR 奈良伝宝ビル 6 階 | TEL 0742-30-2245 FAX 0742-30-2246 |
|------|---|--------------------------------------|

| | | |
|-----|---|---|
| 発行元 | 奈良県健康福祉部障害福祉課 〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 TEL 0742-27-8514 Fax 0742-22-1814 | 奈良労働局職業安定部職業対策課 〒630-8570 奈良市法蓮町 387 番地 奈良第3地方合同庁舎 2 階 TEL 0742-32-0209 Fax 0742-32-0225 |
|-----|---|---|

| | | |
|----|--|---------------|
| 作成 | 社会福祉法人ふろぼの 〒630-8115 奈良市大宮町 3 丁目 5-39 第3やまと建設ビル 201 号 TEL/Fax 0742-81-7032 | 平成 27 年 9 月発行 |
|----|--|---------------|

株式会社アドバンス

地域貢献と働く楽しさを大切にする理念に連なる障害者雇用



マクドナルド大和新庄店で働く和田祐典さん(中央)、山口光守店長(左)、岡嶋秀樹社長(右)

社長の岡嶋秀樹氏は、1992年に、日本マクドナルド株式会社を退職とともに同社（当時有限会社）を設立、フランチャイズオーナーとして田原本店から営業を開始されました。障害者雇用についても積極的で、2014年に創設された「障害者はたらく応援団なら」の登録企業として、先導的な役割に立つ企業でもあります。今回は、障害者雇用をされている店舗のひとつである大和新庄店を訪ね、岡嶋社長を中心に、店長の山口光守さん、現場で活躍する和田祐典さんに、アドバンス社の障害者雇用の取組や、経営理念についてお話を伺いました。

株式会社アドバンス（以下アドバンス社）は、奈良県内にある43店舗のマクドナルドのうち、約半数にあたる23店舗をフランチャイズ展開している企業です。社名が表に出ることは少ないため、社名そのものを知らずとも、同社が経営するマクドナルドには多くの方が来店されたことがあることだと思います。

奈良県障害者雇用促進ジャーナル はたらく

No.4 2015年9月発行

障害者雇用の取組紹介 Vol.3

株式会社アドバンス

地域貢献と働く楽しさを大切にする理念に連なる障害者雇用

奈良県障害のある人もない人も
ともに暮らしやすい社会づくり条例

特別支援学校 Vol.1

奈良県立高等養護学校

はたらく障害者応援プレミアム商品券

福祉事業所レストラン Vol.3

カフェ サンウッド

喫茶みそら屋

改正障害者雇用促進法に基づく
「障害者差別禁止指針」と
「合理的配慮指針」について

「障害者はたらく応援団なら」の取組

インタビュー
Interview 第3回

ハローワーク桜井
なら東和障害者就業・生活支援センター たいよう



「奈良県障害者雇用促進ジャーナル」は、県内の企業や経済・労働団体等の皆様に、障害者雇用施策や障害者雇用に関する制度、障害者雇用に関する先進事例などを紹介し、障害者雇用に関する様々な情報を共有していただくことができるよう、奈良県と奈良労働局が共同で発行します。

このジャーナルを通じて、障害のある人が一人でも多く就労し、働き続けるための一助となることを期待しています。

是非ともご一読いただきまして、奈良県における障害者雇用の推進に、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

表紙写真の紹介：マクドナルド大和新庄店で働く和田さん

今から5年前の2010年、障害者雇用に関する制度が改正され、それまで対象外であった短時間労働者についても、0.5人と計算された。アドバンス社はもともと障害者雇用率をクリアしていましたが、より積極的に障害者雇用に取り組み始めたのは、この頃でした。

岡嶋社長に当時を振り返っていただきます。

気持ちはあつても、どうしたらいいのかわからなかつた



(株)アドバンス社長 岡嶋さん

当社は地域密着と地域貢献を指針にかかげていますが、それまではどちらかというと幼稚園やスポーツ団体への協賛など障害のない人向けのものが多かったのです。しかし、当社で

のアルバイト業務は、仕事が部分、部分に分割され、それが集合して全体がシステム化されたり、ワンパートに限つてみれば単純です。するかたちで制度の対象となりました。アドバンス社はもともと障害者雇用率をクリアしていましたが、より積極的に障害者雇用に取り組み始めたのは、この頃でした。

はたらく人紹介 和田祐典さん

和田さんは、普通高校を卒業後に就職をしましたが、うまくいかず退職し、相談機関の支援を受けながら実習体験を重ねていました。

マクドナルド大和新庄店での実習は、昨年6月に始まり、障害者職業センターから2ヶ月間のジョブコートによる支援期間を経て就職となりました。

最初の仕事はハンバーグを焼くこと。作業はまず見ながら覚え、資料をもらって復習します。平日は、ベテランの女性スタッフが多く、接し方があつら感じることもありますが、土日は学生アルバイトが多くなり、話が合いやすく、楽しいのだと。これから目標についてうかがうと「とりあえず、すべてできるようにだけはしたいと思ってます」ときっぱり。自己評価としては達成度は5割~7割とのことです。店長によれば「厨房内の作業は全部できます」とお墨付きです。

慣れないインタビューの場で、照れながら答えていただき、ありがとうございました。



和田祐典さん

和田さんは、普通高校を卒業後に就職をしましたが、うまくいかず退職し、相談機関の支援を受けながら実習体験を重ねていました。

関係支援機関の点から面への交流

養護学校の他にも、ハローワークとのおつきあいをしています。当社の取組が理解されるにつれ、「では、次に難病の方はどうですか」というふうに、障害者雇用を勧めていたくなっています。その結果、障害者就業・生活支援センターとも幅広く関わらせていました。そして少しずつ、受入体制ができてきました。最初のころはやみくもでしたね。

そもそも、養護学校、ハローワーク、就業・生活支援センターと、いろいろな支援機関があるのですが、一般的企業さんでしたらなおのこと、いまひとつピンとこられないと思いますよ。

ただ、それのつながりについてよく分からぬ場合でも、奈良県の場合は「障害者はたらく応援団なら」という一つのまとまった窓口がありますので、そこを通して随分わかりやすくなっています。「障害者はたらく応援団なら」がてきて2年程ですが、それまでは点の交流だったのが面の交流へと変化してきたと感じています。

店長に
きく



山口光守さん

会社とは何か、働くとは何か、すべてはそこに帰結する

当社の強みというのは、社員もアルバイトも含め『人』なんです。障害者雇用もその一環になります。

会社とは何のためにあるのだろうか、と考えたとき、それは働く人のものであると思いません。では、働くとは何かと考えると、それは

んと訴えてられます。うまく伝えられないこともあります。言いたいことがあるという素振りを見せてくれていたので、こちらも対応できました。今は厨房内のどのパートも任せられます。これからは、ドリンクを作るなどサービスエリアでの業務もできるよう、練習しているところです。

働くとは何か、という考え方の延長線上で、にお金だけを目的にした場合、お金を求める生きがいや楽しさ、やりがいに結びつくものではないかと思うのです。そうでなければ、単純に転職することになりがちです。もちろん、それはいいことです。果たして本当のキャリアアップになるのでしょうか。

社員旅行やバーベキュー、社員たちのスポーツ大会、女子会などのつながりを作り、

Q. 和田さんの仕事ぶりはいかがですか？

A. 最初から、はきはきとされ、不安や疑問も、ちゃんと

マクドナルドでは、最初から全体的に取り組むのではなく、例えばハンバーグを焼くという仕事を繰り返します。一つの仕事はそれほど難しくないため、どなたでも経験さえ積めばできると思います。最初からうまくできないのは、障害のない人も同じですから。

Q. 和田さんの仕事ぶりはいかがですか？

A. 最初から、はきはきとされ、不安や疑問も、ちゃんと

平成28年4月1日から施行されます 奈良県障害のある人もともに暮らしやすい社会づくり条例

障害を理由とする差別が禁止されます

障害を理由とする差別とは？

- 1 不利益な取扱い** 障害を理由として、合理的な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。
- 2 合理的な配慮の不提供** 障害のある人から、障害のある人にとって障壁となっているものの除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないのに、障壁を取り除くことについて必要かつ合理的な配慮をしない行為をいいます。

条例の施行に向けた県の取組

県では、条例で禁止する「不利益な取扱い」の具体的な内容や「合理的な配慮」の好事例等をわかりやすく整理した「ガイドライン」を作成する予定です。

県では、条例の施行を通じて、障害のある人もともに安心して幸せに暮らすことのできる奈良県づくりを目指します。

| |
|--------------------------------------|
| 条例に関するお問い合わせ先 |
| 奈良県障害福祉課自立支援係 |
| 住所 奈良市登大路町30番地 |
| 電話 0742-27-8513 FAX 0742-22-1814 |
| E-mail syogai@office.pref.nara.lg.jp |



人間関係の豊かさを育てています。そして店舗単位では、奈良県内を4つのブロックに分けて、アルバイトのスキルを競う競技戦を行っています。昨年は障害のある方が店舗の代表として出られたんですよ。各ブロックの優勝者が集う決勝戦は、ホテルを借りて行います。表彰の際にはみんなが受賞者を祝福し、涙がこぼれ、私どもそれを見て「働くってそういうことなんだな」と勉強させていただいています。この先には全国大会がありますが、当社の決勝戦が全国大会に匹敵するものなのです。全国大会でどこまで勝つかよりも、いかに楽しく働けるかに重きを置いています。

フランチャイジーである日本マクドナルドは外資系ということもあり、評価がスキルアップや成果に集中しがちです。しかし当社では、働くということがもしかしたら一生のおつきあいになることを中心に据えて考え、スキルアップや成果だけではなく、働く目的にフォーカスしたいのです。

ですから、和田さんにも「楽しいですか？」と聞きたいであります。単なるアルバイトとして1時間いくら、というだけでないものを得て欲しいという思いがあります。

一人以上の店舗ですべての障害者雇用を

受入態勢について手探りをする中で発案したこととは、会社内にスペシャリストをつくるうと、桜井店に障害者担当の専任の店長を配置しました。彼に、講習会への出席などを積極的に行つてもらい、障害者雇用についてどんどん覚えてもらうようにしたのです。社内会議の場で、彼を講師として勉強会を開き、まだ受け入れていない店も事前に知識を蓄えています。また、すでに受け入れている店にとっては、彼が貴重な相談相手となっているようです。

加えて、ジョブコーチの存在は非常にあります。また、すでに受け入れている店にとっては、彼が貴重な相談相手となっているようです。

ないことがあるとき、その都度「こんなときは」という声が現場から出ています。わからぬことがあります。そこで、その都度「こんなときは」という声が現場から出ています。わからぬことがあります。



ドリンクを作る和田さん

どうなんですか」と聞ける人がいるのといふのとでは全然違います。「我々の心のやすらぎはジョブコーチ」と言っています。

近年、精神障害の方が増えつつあることは、店長会議の議題にも出てきます。知的障害の方と精神障害の方の大きな違い、気をつけるポイント、事例紹介等の教育をしていますから、当社では精神障害の方の受入が進んでいくとの声もいたでています。障害の種類も広がってきて、今回初めて聴覚障害の方を受け入れました。それがまた、当社の受入態勢のレベルアップになっています。専任の店長を配置した頃から「1店舗1名は障害のある人を雇用したい」と考えていました。今は半数くらいですので、23店舗全店での雇用を目指したいと思います。

| 【会社概要】 | |
|--------|---------------------------------|
| 商号 | 株式会社アドバンス |
| 本社 | 〒630-8503 奈良県磯城郡田原本町阪手 626-1 |
| 設立 | 1992年11月10日 |
| 資本金 | 1100万円 |
| 従業員数 | 42名(パートタイマー 850名) |

働くために必要な力を身につける教育に取り組む

昨年度からは「就職率100%」を目指して、①早い段階から就労を目標とした社会参加体験や職場実習の実施、②専門教科の充実と校外に出ての演習の実施、③学校、教員と家庭（PTA）が一体となって、職場実習先の開拓や社会参加体験の巡回指導の取組を実施しています。企業から「障害のある生徒が本当に仕事ができるのだろうか」と心配される部分を信頼に変え、実習を通して適性への理解を進めるための努力が行われています。

職業を持ち社会参加することは、人の役にたてる喜びや誇りにつながります。平井克季教頭は、生徒たちのことを「どのような仕事をしても、社会に役立てる」と感じられることが喜びに感じられます。

県立高校内に 分教室設置

来年度からの新しい動きとして、高円高校（奈良市）、山辺高校（奈良市）、二階堂高校（天理市）の三つの高校内に、同校の分教室が設置されることになりました。

1年生は全員が本校で学び、2年生以上は、希望に



右から樹田義文校長と平井克季教頭

奈良県立高等養護学校
〒636-0344
奈良県磯城郡田原本町宮森34-1
電話 0744-33-2626(代)
FAX 0744-32-7289
<http://web1.kcn.jp/koutouyougo-nara/>
MAIL koutouyougo.nara@kcn.jp

ながら、頑張ることができるのであります」と語ります。卒業生たちはほとんどは、転職することはあっても仕事を持続していることがあります。社会人となつてからも訪ねてきたり電話がかかってくることも多く、学校はあるさとのようないまでもあります。

よっていざれかの分教室に通学することになります。日々の授業は別カリキュラムになりますが、科目によっては共に学んだり、部活動に取り組むことが検討されています。これを「楽しみにしている生徒もいる」（樹田義文校長）のこと。分教室の設置により、障害者への理解を深めることにつ

就職率100%を目指して

ども行うことにより、あらゆることが自然に実習につながっています。窓ガラスひとつ見ても清掃が行き届いているのも、その現れです。

**就職率
100%を目指して**

就職率100%を目指して



特別支援学校 Vol.1

就職率100%を目指して



校舎の周辺には手入れのいき届いた花がいっぱい

奈良県立高等養護学校（田原本町）

働くために必要な力を身につける教育に取り組む

奈良県下の特別支援学校の中でも、選抜試験があり自力通学ができることを前提としているのが、磯城郡田原本町にある高等養護学校です。「社会自立を目標に、働くために必要な力を身につける」ことを教育目標として、1年生56名、2年生48名、3年生48名の152名が学んでいます（平成27年度）。

1年生56名、2年生48名、3年生48名の152名が学んでいます（平成27年度）。

就職へむけて具体的に取り組むカリキュラム

1年生の段階では、挨拶など基本的なマナーを身につけるとともに、将来の就労にむけて意欲を高めることに重点がおかれています。卒業生の進路先等を対象に事業所を見学したり、年間2回の少人数グループでの職場体験実習及び、社会参加体験を行います。2年生になると、自分の適性や課題を把握し、「どんな仕事につけたいのか」という明確な目標をもって実習に取り組みます。進路の希望をイメージしながら、年間2回以上5日間の個別体験実習（就労を前提としない実習）に

校内をのぞいてみると、随所で生徒たちの日頃の活動ぶりを感じられます。校門に咲く手入れの行き届いた鉢植えは、生徒たちの実習によるもの。校内には農園があり果樹や野菜が栽培されています。木工室では、地元企業から依頼を受けた丸太の椅子を制作中。美術室にはアート展に出品された作品が。このほか、窯業、調理、被服、流通サービス、タルワーク（福祉・手作業）など、さまざまな仕事を体験して学ぶ場が整っています。

農園でどれた野菜は、玄関前で定期的に販売が行われ、地域の人たちとの交流の場になっています。だけでなく、接客やレジ打ちな

も取り組みます。そして3年生では、就労に向け、実践的な知識や技能を習得することに重点が置かれます。実習も就労を前提としたものになり、就職が決まるまで繰り返し取り組みます。

学校の中 仕事を体験する



はたらく障害者応援

プレミアム商品券

PREMIUM

250円で
500円分の
商品券



奈良県では、障害のある人の工賃向上に資するため、県内の障害者就労施設で、障害のある人が作った商品の購入に使用できるプレミアム商品券を今年5月に発行しました。

発売以来、大変ご好評をいただき、当初、施設で販売していた商品券は完売となっており、今後は「はたらく障害者応援フェア」でご購入いただけます。

プレミアム商品券の概要

- 250円で500円分の商品が購入できる商品券です。(500円の商品券を250円で販売)
- 県内の障害者就労施設で、障害のある人が作ったお菓子やパン、野菜、雑貨などの購入に使用できます。施設が運営するレストランでも使用できます。
- 利用箇所
 - ・県内87箇所の参加登録施設・店舗
 - ・はたらく障害者応援フェア会場
- 販売箇所
 - ・県内87箇所の参加登録施設・店舗(完売)
 - ・はたらく障害者応援フェア会場
- 発行枚数 6万枚
- 有効期間 平成27年5月23日～平成28年2月7日
- 詳しくは下記ホームページをご覧ください。
HP : www.pref.nara.jp/39322.htm

はたらく障害者応援フェア

障害のある人が心を込めて手づくりした商品の販売会です。おいしいもの、かわいいもののがいっぱい!ぜひ、お越しください!!

- | | |
|--|---|
| | 9月12日(土)・13日(日) イオンモール大和郡山1F 北小路コート |
| | 10月31日(土)・11月1日(日) ならファミリー1F らくだ広場 |
| | 1月16日(土)・17日(日) エコール・マミ北館1F セントラルコート |



お問合せ先

はたらく障害者応援プレミアム商品券事務局
(特定非営利活動法人 奈良県社会就労事業振興センター)
TEL:0742-93-3244 平日9:00～18:00



福祉事業所 レストラン



Cafe SUN WOOD (社会福祉法人大和会)

住所: 山辺郡山添村三ヶ谷1812-1

営業日: 火～日(休日: 月)

営業時間: 8:00～17:00 (ラストオーダー16:30)
※都合により9:00～16:00の日有り

電話: 0743-87-2012

アクセス:

名阪国道神野口ICより車で西南へ約2分 針ICより車で東南へ約10分
天理駅より奈良交通バス乗車、国道神野口バス停下車徒歩約10分
または、国道切幡バス停下車徒歩10分



Vol.3

障害のある人たちが働いている
福祉事業所が運営しているレストランを紹介します

Cafe SUN WOOD

(カフェ サンウッド)

名阪国道神野口ICから車で2分のところにあり、内装やテープルに吉野杉をふんだんに使ったカフェ。障害福祉サービス事業所「セルフたいよう」で製造された、卵と乳製品を使わない自慢の食パンで作ったサンドイッチや、注文のたびに豆を挽き、ハンドドリップで入れたコーヒーなどが楽しめます。今年4月のオープンながら、すでに地元の人たちにも愛され、コミュニティーカフェの一面もできました。大きな窓から見える景色も美しく、時間を忘れてゆっくりしてほしいとの店の気持ちが伝わる、心安まるスポットです。

| | |
|----------|-------|
| モーニングセット | 500円～ |
| コーヒー | 350円 |
| 手作りケーキ | 120円～ |
| ソフトドリンク | 300円～ |
| サンドwich | 520円～ |
| パスタ | 700円 |
| カレー | 650円 |



喫茶みそら屋

(きっさ みそらや)

お店の最新情報はスタッフ手描きのイラストが入った「みそらやだより」(店頭や町役場にて無料配布)をチェックしてください。

三宅町保健福祉施設「あざさ苑」にある喫茶みそら屋は、「障害を持つ人たちが力を合わせて働く場」として、社会福祉法人ひまわりが運営しています。



力を合わせて
働いています!



メニュー

| | |
|----------------|-------|
| コーヒー | 250円～ |
| チャイ | 300円 |
| ぶあんのベーコンフォカッチャ | 240円～ |
| 日替わりランチ | 500円 |
| 季節の手作りケーキ | 300円～ |
| 季節の手作りプリン | 200円～ |

※日替わりランチは数に限りがございます。
事前のご予約をおすすめしております。

喫茶みそら屋 (社会福祉法人ひまわり)

住所: 磨城郡三宅町伴堂848-1

(三宅町保健福祉施設「あざさ苑」1F)

営業日: 月～金(休日: 土・日・祝)

営業時間: 10:00～17:00 (ラストオーダー16:30)

電話: 0745-42-2919 (ひまわりの家)

アクセス:

近鉄石見駅より徒歩約15分 無料駐車場5台有



「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」について

厚生労働省は、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」（障害者差別禁止指針）と

「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な發揮の支障となつていて、事業主が講ずべき措置に関する指針」（合理的配慮指針）を策定し、平成27年3月25日に告示しました。

すべての事業主を対象に、①募集や採用に関して、障害者であること理由とする差別を禁止することなどを②募集や採用時には障害者が応募しやすいような配慮を、採用後には仕事をしやすいような配慮をするなどとなどを定めています。（平成28年4月施行予定）

障害者差別禁止指針（概要）

基本的な考え方

○ 対象となる事業主の範囲：すべての事業主。

○ 障害者であること理由とする差別（直接差別）を禁止。（車いす、補助犬その他の支援器具などの利用、介助者の付き添いなどを含む）

○ 事業主や同じ職場で働く者が、障害特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要。

○ 対象となる事業主の範囲：すべての事業主。

○ 障害者であること理由とする差別（直接差別）を禁止。（車いす、補助犬その他の支援器具などの利用、介助者の付き添いなどを含む）

○ 事業主や同じ職場で働く者が、障害特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要。

差別の禁止

○ 募集・採用、賃金、配置、昇進、降格、教育訓練などの各項目において、障害者であることを理由に障害者を排除することや、障害者に対してのみ不利な条件とすることなどが、差別に該当するとして整理。

| |
|--|
| <p>○ ただし、次の措置を講ずることは、障害者であることを理由とする差別に該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的差別は正措置として、障害者を有利に取り扱うこと。 ・ 合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果、異なる取扱いを行うこと。 ・ 募集又は採用に当たって、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。 ・ 採用の基準を満たす者の中から障害者でない者を優先して採用すること。 |
|--|

合理的配慮指針（概要）

基本的な考え方

○ 対象となる事業主の範囲：すべての事業主。

○ 合理的配慮は、個々の事情を有する障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべき性質のもの。

合理的配慮の内容

○ 合理的配慮の事例として、多くの事業主が対応できると考えられる措置の例を「別表」として記載。

・ 募集内容について、音声などで提供すること。（視覚障害）

・ 直接を筆談等により行うこと。（聴覚・言語障害）など

・ 机の高さを調整すること等作業を可能にする工夫を行うこと。（肢体不自由）

・ 本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと。（知的障害）

・ 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。（精神障害ほか）など

| 採用後 | 募集及び採用時 |
|------------------------------------|--------------------------------|
| 事業主から障害者に対し、職場で支障となっている事情の有無を確認する。 | 障害者から事業主に対し、支障となつている事情などを申し出る。 |

合理的配慮の手続き

| 採用後 | 募集及び採用時 |
|------------------------------------|--------------------------------|
| 事業主から障害者に対し、職場で支障となっている事情の有無を確認する。 | 障害者から事業主に対し、支障となつている事情などを申し出る。 |



過重な負担

○ 合理的配慮に関する措置を確定し、講ずることとした措置の内容及び理由（「過重な負担」）にあたる場合は、その旨及びその理由）を障害者に説明する。採用後において、措置に一定の時間がかかる場合はその旨を障害者に説明する。

○ 合理的配慮に関する措置を確定し、講ずることとした措置の内容及び理由（「過重な負担」）にあたる場合は、その旨及びその理由）を障害者に説明する。採用後において、措置に一定の時間がかかる場合はその旨を障害者に説明する。

| | |
|--------------|----------|
| ①事業活動への影響の程度 | ②実現困難度 |
| ③費用・負担の程度 | ④企業の規模 |
| ⑤企業の財務状況 | ⑥公的支援の有無 |

相談体制の整備

○ 事業主は、過重な負担に当たると判断した場合は、その旨及びその理由を障害者に説明する。その場合でも、事業主は、障害者の意向を十分に尊重した上で、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮の措置を講ずる。

○ 事業主は、障害者からの相談に適切に対応するために、必要な体制の整備や、相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知する。

| |
|--|
| ○ 事業主は、相談したことの理由とする不利益取扱いの禁止を定め、当該措置を講じていいことについて、労働者に周知する。など |
|--|

障害者就労支援機関を訪ねて

ハローワーク桜井



仙波俊和所長(左)、求人・専門相談部門(※)
統括職業指導官 秋岡清六氏(右)

※専門相談部門=障害のある方の窓口

現在の求人状況は、時代の流れを反映し高齢者ケア分野を含む医療福祉関係が22%と増えています。次いで卸小売業20%、宿泊飲食業17%、製造業15%と続き、障害者雇用受け入れ先も概ねこれに準じていることです。従業員50人以上の事業所は約80社、求職の登録者は約300人です。統括職業指導官の秋岡さんにお話をうかがいました。

「障害者専用の求人は多くはないため、一般求人を出されている企業に対して求人開拓をしています。雇用への不安として、仕事の切り分け方がよくわからないという相談にも応じています。身体障害、知的障害も、仕事はかなりできるという認知が進んできていますが、課題としては、近年増加

傾向にある精神、発達障害の方への取り組みです。」

「これに対し、トータルサポートによる予約相談が一日に6回、毎週月曜日、第1・3・5金曜日に行われていますが、3週先まで埋まっているという状況です」

自身の障害について受入の難

しい方には、一般窓口で何度も相談をしてから専門相談に案内し、障害者就業・生活支援センター等と連携をしながら、医療機関の受診を勧めたり、障害者枠での就職を紹介することもあります。地域の特徴として、管内に高等養護学校があり、「障害者雇用に前向きな地元企業が同校へ見学に行かれたり、職場実習の受入を行ったり、就職につながります」とのことです。

最後に、障害者雇用に関心がないことがある企業の方は、「ぜひ相談してください!」と、頼もしいお言葉をいただきました。



相談窓口のようす

なら東和障害者就業・生活支援センター たいよう



センター長 村上 仁氏

「なら東和障害者就業・生活支援センターたいよう」は、桜井駅から徒歩5分程度の場所にあり、東和園域(※)を実施工リアとしています。登録者は400人、昨年度は53人が就職されました。センター長の村上さんは、福祉系の大学卒業後に、工場で障害のある人と一緒に働いたことがきっかけで、そこで指導員となりました。身体、知的、ろう、精神など様々な障害のある人と一緒に仕事をしたことは、村上さんのベースになっています。

その後、専門的に福祉の仕事につきたいと考え、精神障害のある人を支援する施設等で支援員として働き、同センターが開設されると同時にセンター長になりました。当時は、就業・生活支援センターが少なく、奈良県中南部のほとんどが管轄エリアでした。その後から、ハローワークや企業、就労支援福祉施設などの関係機関とのネットワークをつなげてきて今があります。

「近年の動きとしては、精神・発達障害の方の相談が増加傾向にある一方、相談できる機関も増えています。身近なところで相談してみてほしい」とのことでした。

就業・生活支援センターたいよう建物の3階になります



※東和園域: 天理市・桜井市・宇陀市・曾爾村・御杖村・山添村・川西町・三宅町・田原本町

13 奈良県障害者雇用促進ジャーナル No.4

今年度の障害者職場実習生の受入について

企業等に就職した経験のない障害のある人を対象に実習を受け入れていただける企業等を幅広く募集しています。受入のエントリーは企業等管轄のハローワークで受け付けています。お問合せは本誌裏面記載の各ハローワークまで。



募集中

前号から実施した取組のご紹介

「障害者はたらく応援団なら」就労支援セミナーの開催

3/13

県内の企業等と行政機関、学校、各就労支援機関等が連携し、就労を希望する障害のある人の雇用の拡大をはかるために就労支援セミナーを開催しました。

講演 「発達障害者の理解と就労支援」

大阪大谷大学 教育学部 特別支援教育専攻
教授 小田 浩伸 氏



- 発達障害とは何か
- 発達障害をどのように理解するか
- 気づきから効果的な就労支援へ
～ナチュラルサポートをめざして～

第一回意見交換会の開催

6/4

「障害者はたらく応援団なら」に登録している企業等の担当者が一堂に会して、取組紹介や意見交換を行いました。

《主な内容》

- 障害者職場実習の説明
- 登録企業からの取組紹介
- 施策の紹介
- 意見交換

- ～株式会社アドバンス～
岡嶋代表取締役からの報告

今後の取組予定

奈良県障害者政策推進 トップフォーラムの開催

9/9

就労支援セミナーの開催

3月頃

お問い合わせ先

奈良県健康福祉部障害福祉課 障害者雇用促進係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
TEL:0742-27-8514 FAX:0742-22-1814
HP:<http://www.pref.nara.jp/34619.htm>

奈良労働局職業安定部職業対策課 高齢・障害者雇用対策係
〒630-8570 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎
TEL:0742-32-0209 FAX:0742-32-0225
HP:http://nara-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/_119631.html

「障害者はたらく応援団なら」の取組

「障害者はたらく応援団なら」は、障害のある人の就労に積極的に取り組む企業等を登録し、官民が一体となって障害のある人の就労を支援する取組です。